

事例3

—科研費周辺の成果の特許の帰属—

『宇田教授はロボットに関する科学研究費補助金の研究成果を学会で発表した。発表後、ロボットサイエンス社(ロ社)の社員から実用化の問題点について質問を受けたので、通信技術の開発が課題であると回答した。宇田教授はロ社とその社員とはこれまで面識がなかった。質疑が終了したので、フロアに出ると、先ほど質問したロ社の社員が待ち受けていた。次の講演までの時間を利用して、2人でロボットのアイデアを検討した。特に懸案になっていた通信機能について、ロ社の社員の知恵を借りて、ロボットのアイデアを完成させた。その過程で発明が生まれた。宇田教授はロボット開発のために特別の研究経費(科学研究費補助金)を受けていたが、今回生まれた発明は、科学研究費補助金を受けていないロ社の社員との検討の末、生まれた共同発明だったので、校費を使って生み出した発明と考え、特許を受ける権利は個人に帰属するという内容の発明届出をした。なお、宇田教授の最近数年間の研究の主たる部分はロボットの開発を目的とした科研費で行われていた。』

大学と TLO 関係者への質問

Q3. 宇田教授の選択についてどのように考えますか

- 選択肢-1 自分でも同様の選択をするだろう
- 選択肢-2 自分なら国有特許にするだろう
- 選択肢-3 その他

産業界への質問(大学と TLO 関係者への質問と違う部分に波下線)

Q3. 宇田教授の選択についてどのように考えますか

- 選択肢-1 自分が大学教員でも同様の選択をするだろう
- 選択肢-2 自分が大学教員なら国有特許にするだろう
- 選択肢-3 その他

大学関係者（事例3）

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
1-1	助手	教育・研究			その他	わからない。我々のグループでは全て大学所有の特許として いる。	国立大学では 大学は所有で 出来ない
1-2	副学長	管理		国有		判断は難しい。私も同じ選択をするかもしれない。	
1-3	教授	教育・研究		国有			
1-4	部局長等の長	管理		国有		補助金を受けている研究テーマとの関係が強い。	
1-5	助教授	コーディネーション	同様			ただし、当該技術が他に応用可能である事が前提。	
2-1	教授	教育・研究		国有			
2-2	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
2-3	部局長等の長	管理	同様				
3-1	助教授	コーディネーション			その他	特許の基本はアイデアの一部が新しければ認められる原則からこのスクリーニングをかけることは、特許法にも抵触し、好ましくない。このケースでは、発明委員会の判断は委員長に委ねられるが、企業等の異議申立て等で争いになる可能性があり、新規性を優先し、派生は個人有にするのが妥当とは考えられる。	
4-1	副学長	管理			その他		
5-1	部局長等の長	管理		国有		科学研究費の研究成果が基になっており、国有特許にすべきと考えられる。	
5-2	助教授	コーディネーション		国有		この学会発表は科研費による研究の一部である。その学会発表の場で口社との情報交換が始った訳であり、その後の討論は先の研究の延長とみなせる。	
5-3	部局長等の長	管理		国有			
5-4	部局長等の長	教育・研究	同様				
5-5	教授	教育・研究	同様				
6-1	教授	教育・研究		国有		利益相反にあたると思われる。基本的には、宇田教授のアイデアは、これまでの研究成果の上に積み上げられたものと判断されるから。国(大学)宇田教授および口社の3者が、特許の発明者/出願者になるべきであると思われる。	国を含む共同 出願を唆
7-1	部局長等の長	教育・研究			その他	大学事務局に相談する。	
7-2	助教授	コーディネーション		国有			
7-3	教授	教育・研究	同様				
7-4	部局長等の長	管理		国有			
8-1	副学長	管理	同様				
8-2	助教授	コーディネーション		国有		科学研究費補助金の申請内容によるが、研究申請内容に含まれ、本研究の中心をなすものであれば、制度に従うべきである と考える。しかし、申請外の成果であれば個人特許でよいと判断する。一度、科学研究費をもらえばその関連研究はすべて制度の規約に制約を付けるのはおかし。	
8-3	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有		ロボットの開発を目的の特別な科学研究費を受けているので 研究成果発表後であっても国に譲渡すべきである。	
8-4	教授	教育・研究			その他	研究成果とアイデアの内容が少なく違っているように判断されるが、難しい。	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
8-5	部局長等の長	管理			その他		
8-6	教授	教育・研究	同様			相手企業(口社)に対して悪く、納得してもらえないから。	
8-7	教授	教育・研究	同様				
8-8	学長	管理		国有		研究費が主に科学研究費補助金で賄われているならば、国有特許にすべきである。	
8-9	教授	教育・研究	同様				
9-1	副学長	管理		国有			
9-2	副学長	管理		国有		研究費助成を同一領域で受けていたのでは、クリアカットな線引きは困難と思う。	
10-1	部局長等の長	管理			その他	科学研究費補助金を使用した従来からの研究と関連が深く、口社の社員との共同研究の色彩もあるので判定が困難であるが、このような事例にも適用出来るような規則を制定し、必要なら教員と大学との間で契約を締結するような制度を検討する必要がある。	
10-2	助教授	コーディネーション			その他	実用化への可能性、速さをもって判断する。	
10-3	部局長等の長	管理			その他	実用化の可能性、産業化への速さによる国民への利益で判断する。	
10-4	教授	教育・研究	同様			国有特許にすることの手続きの繁雑さ。海外出願に至ってはとてつもなく繁雑。日本国の財産になればよい。	
10-5	教授	教育・研究	同様			どこまでが国有特許であるかの基準判断がない。	
10-6	教授	教育・研究	同様				
10-7	部局長等の長	管理			その他	国有特許と個人特許で、どちらが実用化の可能性が高いか、どちらが早く産業として国民に利益をもたらすかで判断する。ロイヤリティがどこに行くかは副次的な問題。	
10-8	教授	教育・研究	同様			パイドール法に照らし合わせると妥当な判断であろう。	
10-9	教授	技術移転業務			その他	特許のその後が書かれていないため判断が難しいが、発明委員への提案とその後の活用いかんでは利益相反が生じたとも考えられる。	
10-10	助教授	教育・研究			その他	成された発明が、仮に口社の社員との議論が無かった場合には成されなかったのか?あるいは時間遅れでも同じ発明に到達したとすると、科研費が生み出した権利になった可能性は否定できない。この事例は多いが、非常に判断が難しい。現状の国有特許に難を感じるの、民間実用化段階での特許流通性の低さであり、特許の流通性と、開発者への還元、公益性-大学への還元などで、バランスのとれた制度となっていれば、国有特許でも問題が無いであろうが(大学の保有随意契約可能特許などのあり方)	
11-1	副学長	管理	同様				
12-1	部局長等の長	教育・研究	同様				
12-2	研究協力部 部課長	研究協力事務	同様				
12-3	副学長	管理		国有			
12-4	助教授	コーディネーション	同様				
12-5	学長	管理	同様				
13-1	副学長	管理	同様			共同発明と考える	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した 左記の選択をしたことを中心としたコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
13-2	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有		宇田先生の研究状況を考慮すればその大半が「ロボットの開発を目的とした科学研究費補助金で行われていた。」とあること等から判断して国有とすべきであろう。現実問題としても、当該大学の卒業生（企業や公共団体の研究者）との技術相談や共同研究の相手方とのこのような状況での特許発生はありうることで、簡単に個人有と判断せずに正式に共同研究等の契約を締結し共有特許（国有と企業）としての処理すべきであると思います。	
13-3	教授	教育・研究		国有			
13-4	副学長	管理		国有			
13-5	部局長等の長	教育・研究		国有		国有特許だと思う。	
13-6	部局長等の長	管理		国有			
13-7	教授	教育・研究		国有			
13-8	部局長等の長	管理	同様			共同発明と解釈した。	
14-1	教授	教育・研究	同様				
14-2	教授	管理	同様				
14-3	部局長等の長	管理		国有			
14-4	部局長等の長	教育・研究		国有		科研費の範囲であるから。	
14-5	教授	教育・研究		国有			
15-1	副学長	管理	同様			科研費がどこまでカバーするかの問題。その先の訴えであれば個人帰属でよい。ただ、この場合は口社の社員の考えが入っているのであるから、口社との話し合いが必要。	
16-1	助手	コーディネーション			その他	自分であれば、まず発明委員会に届出て諮問を仰ぐことにする。	
16-2	助教授	技術移転業務		国有			
16-3	教授	教育・研究		国有			
16-4	部局長等の長	管理	同様				
16-5	教授	教育・研究	同様			しかし、わかり易いルールを作らねばならないと思う。	
16-6	部局長等の長	教育・研究		国有			
16-7	教授	教育・研究		国有		特許の基本となる部分は研究費による研究成果であると考える。	
16-8	助教授	教育・研究	同様				
17-1	部局長等の長	教育・研究				ただし、口社の社員の了解の元に。	
17-2	副学長	管理	同様				
19-1	部局長等の長	管理		国有			
19-2	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
19-3	学長	管理	同様				
19-4	部局長等の長	管理		国有			

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した 左記の選択をしたことを中心としたコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
20-1	学長	管理		国有		大学人の知的活動を明確に公的なものと私的なものを区別することは難しい。特に掲げられている事例では、特許に結びついた発明とそこに至るまでの知的活動を明確に分けられない。その場合、特に国立大学の教員としては、公的な活動の一環と捉えるのが妥当である。	発明は過去の知的活動が総合されたもの
20-2	副学長	管理		国有		大学人の知的活動を明確に公的なものと私的なものを区別することは難しい。特に掲げられている事例では、特許に結びついた発明とそこに至るまでの知的活動を明確に分けられない。その場合、特に国立大学の教員としては、公的な活動の一環と捉えるのが妥当である。	
20-3	助手	教育・研究	同様			発明後の実証試験等に科学研究費をあてないことはもとより、科学研究費の申請書に記載する「何をどこまで明らかにするのか」という部分がこの場合重要であると思う。	
20-4	部局長等の長	管理		国有			
21-1	副学長	管理		国有			
21-2	副学長	管理	同様			科研費を得ている研究テーマと直接的に関係のない発明であれば、個人に帰属すると考えて差支えない。	
22-1	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
22-2	副学長	管理			その他	文科省の「特許等の取扱いについて」によると、応用開発を目的とした場合に相当するのではないと思われる。	
22-3	副学長	管理	同様			国有特許にしたらやる気を失うであろう。	国有特許の問題点
24-1	助教授	コーディネーション	同様				
24-2	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
24-3	教授	コーディネーション	同様			現在のシステムではこうなる。民間の方々との話はコンサルタント業務であり、将来制度を見直して、国有化させるようにすべきである。	
24-4	教授	教育・研究		国有			
24-5	部局長等の長	管理	同様				
24-6	学長	管理	同様				
25-1	研究協力部 部課長	研究協力事務	同様			考え方によって、解釈が分れる事例は多く、一般的には、発明者の意思を尊重すべきである。	
25-2	副学長	管理		国有			
25-3	助教授	技術移転業務		国有			
25-4	部局長等の長	管理		国有			
26-1	教授	教育・研究		国有			
26-2	部局長等の長	管理		国有			
26-3	部局長等の長	教育・研究			その他	発明委員会に届出て、判断をあおぐ。	
26-4	部局長等の長	管理		国有			
26-5	助教授	コーディネーション		国有		科研費の研究の当初の目標および研究計画に含まれる成果であるかどうかが問題である。	
27-1	教授	教育・研究	同様				
27-2	教授	教育・研究	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
27-3	部長等の管理			国有			
27-4	部長等の管理			国有			
27-5	研究協力部・課・産学連携担当	研究協力事務	同様			この案件はむしろ、口社との共同出願の可能性もあるのではないかと思う。	
28-1	副学長	教育・研究		国有			
28-2	助教授	コーディネーション	同様				
28-3	学長	管理					
28-4	副学長	管理	同様			個人に帰属すると思われる。	
28-5	教授	教育・研究		国有			
29-1	部長等の管理	教育・研究		国有			
29-2	教授	教育・研究			その他	質問が微妙でありこれだけでは判断不可。本来は国有とは思いますが、現在の政策（新産業創造など）からみれば、あまり縛るべきではない。	
29-3	研究協力部・課長	研究協力事務			その他	科研費を交付された目的は直接ロボットの実用化ではないので、その（運用化の）過程で生じた発明は国有にはならないと考えられるが、まず学内の発明委員会（正確には学長に）に届出て、判断を仰ぐべきである。	
29-4	部長等の管理	教育・研究		国有			
29-5	部長等の管理				その他	大学の方針等によって判断する。	
29-6	副学長	管理	同様			誰に帰属するのではなくて、アイデアを出した個人を大切にすることが重要。	
29-7	部長等の管理				その他		
29-8	教授	教育・研究			その他	個人的には宇田教授の選択を支持したいが、大学や文部科学省とのトラブルが生じる事を回避すべく、まず、大学本部に相談して処理する現実的解決策を採ることになると思う。	
29-9	教授	教育・研究			その他	この事例の記述には重要部分が触れられていない。科研費の研究目的と生まれた発明が重なってれば職務発明と判断すべき。	
31-1	教授	コーディネーション	同様			ロボット開発という応用を目的とした科研費が基礎にあるなら、制度的に国有にするのが当然。しかし、それがどれくらい周知しているかは疑問。特許の帰属が個人の判断に任されているとこのような問題はいつまでもついてまわる。	
31-2	助手	教育・研究			その他	特許にどの程度口社との共同研究による発明が反映されているのかに依ると考える。研究の内容をどこまでが科研費で、どこまでが校費で行われたかを判断するのは極めて難しく、適切なガイドラインが必要であると考ええる。	
31-3	助教授	教育・研究			その他	手続的には、この出張を科研費で行ったかどうかで判断するのだと思う（科研費の調査旅費で行ったのならそれで得た情報だから科研費の成果に属する）。それはさておいて、この事例の場合では発明は教授と口社の社員との間の共同発明だと思うが、それでは口社の社員（つまり口社）の権利はどうか？ 自分ならこんな形で共同発明にしたいくないし、実際そうではないと思うので、アイデアの端緒は口社の社員から得たが発明自体は科研費による成果とすると思う。	見解コニーク

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
31-4	教授	教育・研究	同様				
31-5	教授	教育・研究	同様			ちょっときわどいが、現状では国の特許にする手続きの困難さを思うと選択肢-1をとると思う	
31-6	助手	教育・研究	同様			科学研究費補助金の研究分担者は追加できるようなので、その社員を追加したらよるしいのではないのでしょうか。それが面倒であれば、1を選択すると思います。	
31-7	教授	教育・研究	同様				
31-8	教授	教育・研究			その他	恐らく通信技術の開発もロボットに関する特許の一部ではあるが全てではないのでは。そうすると国と企業の共同出願が妥当では。	
31-9	助手	教育・研究	同様				
31-10	助手	教育・研究		国有			
31-11	教授	教育・研究			その他	可能なら大学と企業との割合を決めて出願する。	
31-12	教授	教育・研究		国有			
31-13	助手	教育・研究		国有			
31-14	助教授	教育・研究	同様			国有特許は実用的に使いにくいという面があり、ジレンマを感じる。	
31-15	助手	教育・研究			その他		
31-16	助教授	教育・研究	同様				
31-17	教授	教育・研究	同様				
31-18	教授	教育・研究	同様				
31-19	教授	教育・研究		国有			
31-20	助教授	教育・研究		国有		このシナリオに限れば、学会発表も科研の金で行っているのだから完全に個人発明とはいえないと思う。	
31-21	教授	教育・研究			その他	ケースバイケースで判断は困難	
31-22	教授	教育・研究	同様				
31-23	教授	教育・研究	同様				
31-24	教授	教育・研究			その他	この発明が、口社の社員との検討にどの程度依存するかの詳細が分からないと判断できない。	
31-25	助教授	教育・研究	同様				
31-26	助手	教育・研究			その他	口社の社員の智恵がアイデアの完成にどの程度寄与したかが明確でないため、同様の選択をするのが、国有特許にするのかわからない。	
31-27	助教授	教育・研究			その他		
31-28	助手	教育・研究	同様				
31-29	教授	教育・研究		国有			
31-30	教授	教育・研究			その他	学内発明委員会が審査。	
31-31	教授	教育・研究	同様				
31-32	助手	教育・研究	同様				
31-33	助教授	教育・研究			その他	簡単には判断できないと思います。	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他	左記の選択をしたことを中心としたコメント	
31-34	教授	教育・研究	同様			個人が国でなく大学に帰属させるのも一つの方法。	現在、制度上大学帰属の選択肢はない
31-35	助手	教育・研究	同様				
31-36	助手	教育・研究			その他	研究に貢献した全ての者に、特許権の帰属を受ける権利がある。	
31-37	教授	教育・研究		国有	その他	特許の権利の範囲に科研費による研究成果がまったく含まれていなければ個人帰属でも良いか？	
31-38	助教授	教育・研究	同様				
31-39	助教授	教育・研究	同様				
31-40	助教授	教育・研究			その他	共同申請にすべき。	
31-41	助教授	教育・研究	同様				
31-42	部局長等の長	管理		国有			
31-43	教授	教育・研究		国有			
31-44	助手	教育・研究		国有		個人のアイデアから発明が生まれるので、そのアイデアを生むに至った経緯(どの経費を使って行った研究がそれに結びついたか)を判断するのは困難な問題である。もしかすると選択肢-1 かもしれない。	
31-45	助教授	教育・研究		国有			
31-46	助手	教育・研究	同様				
32-1	副学長	管理		国有			
32-2	部局長等の長	管理		国有			
32-3	部局長等の長	管理		国有		「自分なら」という選択の問題ではなく、制度的な問題として明確にされるべき。	利益相反のガイドラインは本質的に自己裁量の範囲の行動が対象
33-1	助教授	コーディネーション	同様				
33-2	副学長	管理	同様				
34-1	助教授	コーディネーション	同様				
34-2	教授	教育・研究		国有		主たる専攻分野で科研費の研究費を受けており、発明はその分野に関するものであるため、個人に属する発明とは言い難い。	
35-1	助教授	教育・研究	同様				
37-1	副学長	管理		国有		このような場合、発明者個人にその収益に応じた、しかるべき報償制度が考慮されるべきであろう。	
38-1	助手	教育・研究	同様				
38-2	助教授	コーディネーション	同様			口社の知恵を借りているのだから、共同出願。国有特許で共同がどの程度許容されるのか不明。	
38-3	助手	教育・研究			その他	TLOなどを活用し利益分配を調整する。	
38-4	部局長等の長	管理	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他	左記の選択をしたことを中心としたコメント	
38-5	助教授	コーディネーション	同様				
38-6	学長	管理		国有			
38-7	部局長等の長	管理			その他	本来の研究の流れとの関係の度合による。	
38-8	教授	教育・研究		国有			
38-9	部局長等の長	管理		国有		インセンティブ性が極めて弱くなる。面倒で出願しない。	
38-10	教授	教育・研究	同様			最終的にはスタンフォード大学の事例のように、すべての権利を一義的に大学に帰属させるのが良い。	
38-11	教授	教育・研究		国有			
38-12	副学長	管理			その他	特定の経費で行った研究との関連性で判断すべき。	
38-13	助手	教育・研究		国有			
38-14	副学長	管理	同様			厳密には選択肢2と考えるが、それでは特許出願を奨励することにはならないと考えるので、選択肢1を取る。	
39-1	副学長	教育・研究	同様				
39-2	部局長等の長	管理		国有			
39-3	教授	教育・研究			その他	現在の考えは、科研費は特許権を拘束しないので本来は(1)でよい。しかし、この場合個人的利益が大であると非難される。こういう場合のために、これからは全て大学(及び共同研究の場合は大学と企業)に特許権を帰属させ、個人はその中で配分を得るようにする。	
39-4	助教授	教育・研究	同様			自分なら口社との共同研究として別契約をつくり、大学に届ける。	
39-5	教授	教育・研究	同様				
39-6	部局長等の長	管理		国有			
39-7	部局長等の長	管理	同様				
40-1	教授	技術移転業務		国有			
40-2	副学長	管理					
40-3	部局長等の長	教育・研究		国有			
40-4	教授	教育・研究	同様			科研費の内容と一致する場合は国有特許。	
40-5	助教授	管理		国有			
40-6	部局長等の長	管理		国有		密接に関連している研究なので、不可分と考える。	
40-7	部局長等の長	管理		国有			
40-8	学長	管理			その他	研究費が国費である限り特許の帰属については国と協議すべきであろう。自分なら国有特許とし、口社の社員と共に、その特許によって収益が得られた場合には適切なロイヤリティーが得られるよう、国と契約を結ぶことを考える。	
40-9	研究協力部/部課長	研究協力事務		国有			
40-10	部局長等の長	管理		国有		科学研究費補助金を受けた研究内容は国有特許とするべきである。	
40-11	副学長	管理		国有		研究全体が科学研究費補助金の範囲である。	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
40-12	部長等の長	管理			その他	判断基準が研究者の主観に基づく点に問題あり。	自己裁量の部分があるのが実態であろう
40-13	助手	教育・研究		国有			
40-14	教授	コーディネーション			その他	非常に微妙な問題であり、これだけでは答えきれない。全体の流れとしては国有であると思うが、アイデアの場合だけとれば個人有なのかもしれない。どちらかという国有かなと思う程度。	
41-1	研究協力部課長	研究協力事務		国有			
41-2	助教授	コーディネーション			その他	これは迷う質問です。第三者(研究協力課等)に相談して判断すると思います	
41-3	副学長	管理			その他	発明委員会での審議を経ることを義務づける。	
42-1	助教授	教育・研究	同様			難しい判断である。選択肢-1を期待する	
42-2	教授	教育・研究		国有		制度的な問題と同時に制度を支える体制的な問題でもある。特許出願までのスピード、等の処理実務が整備されねばならない。	
42-3	教授	教育・研究		国有		これを個人帰属にするとほとんど全ての発明を個人帰属にする理由付けが可能になる。	
42-4	研究協力部課長	研究協力事務		国有			
43-1	教授	教育・研究		国有			
43-2	部長等の長	教育・研究		国有		現在の制度上は、国有特許が妥当である。しかしそもそも科研費の規則が、産業活力再生特別措置法(1999年10月)に反しているとも考えられる。	
43-3	学長	管理	同様				
43-4	研究協力部課長	研究協力事務		国有		研究の延長と考える。	
44-1	学長	管理		国有			
44-2	教授	教育・研究		国有			
44-3	教授	コーディネーション	同様				
44-4	部長等の長	教育・研究		国有			
44-5	部長等の長	教育・研究		国有		教授の専門と同じなら機関研究と考えるべきである。	
44-6	副学長	管理		国有			
44-7	部長等の長	管理		国有			
44-8	教授	教育・研究		国有		科研費を受けていたのは事実で、研究成果の延長上に位置付けられると思われる。	
44-9	部長等の長	管理		国有		科研費補助金の成果のあることが明白な場合、国有特許とすべきであろう。但し個人に帰属する要素の評価が問題となる。	
44-10	研究協力部課長	研究協力事務			その他	学会で発表したノウハウと共同発明との関係性等も含め発明の生じるに至った経緯、背景等を明らかにして届出の上、判断を仰ぐべきであったと考える。	
44-11	部長等の長	管理		国有			
45-1	教授	教育・研究			その他	大学発明委員会に判断を委ねる。	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
45-2	助教授	教育・研究		国有			
45-3	部長等の長	管理		国有			
45-4	教授	教育・研究		国有		無意識の内に職業で得た内容が含まれると考える。	先駆的な発明は暗黙知によるところが多いであろう
45-5	副学長	管理	同様				
47-1	教授	教育・研究	同様				
47-2	部長等の長	管理		国有			
48-1	部長等の長	管理	同様				
48-2	学長	管理			その他	大学と企業の共同特許にする。	
48-3	副学長	管理		国有		アイデアを完成させるまでの研究の主要部分が科研費によって行われているならば、科研費による成果と考えるべきであろう。	
48-4	副学長	管理	同様				
48-5	研究協力部課長	研究協力事務・産学連携担当		国有			
48-6	部長等の長	管理			その他	口社の特許とし、その利益の基幹部分を提供したということで、利益の一部を国費に入れるよう契約する。	
48-7	教授	教育・研究	同様				
48-8	部長等の長	管理		国有			
48-9	部長等の長	コーディネーション		国有		科研費は国の予算だから当然。	
48-10	助教授	コーディネーション			その他		
49-1	副学長	管理		国有			
49-2	教授	教育・研究	同様				
50-1	助教授	コーディネーション	同様			本件事例で、当該通信機能の発明がロボット開発研究補助金の対象に含まれるか否かは別として、本発明は、自由発明ではなく少なくとも業務発明と考えたい。(場合によっては職務発明ともなる可能性もある)。発明の帰属について発明委員会がどのように判断するか、発明委員会としての審査基準の整備とそれに基づく判断の仕方が問題になる。	業務発明と職務発明との差は何か
51-1	副学長	管理				知恵を借りたとはいえ、科研費によってロボットによる通信技術の開発を目指しているので、国有特許にすべきである。	
51-2	助教授	コーディネーション	同様			現状の制度では、国有特許を利活用しにくいことが原因である。その改善が必要。	
51-3	部長等の長	管理	同様				
51-4	教授	コーディネーション		国有			
52-1	副学長	管理	同様				
52-2	講師	コーディネーション		国有		発明に至るまでの前段階についてに評価をすべき。	
53-1	助教授	教育・研究	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
53-2	その他	教育・研究			その他	本来国有特許にすべきと思うが、国有特許にした場合、特許が死んでしまう。宇田教授の選択もわからないでもない。	
53-3	研究協力部 部課長	研究協力事務	同様				
53-4	部局長等の 長	管理					
53-5	学長	管理			その他	国と本人との話し合いで決定。TLOの活用は望ましい。	
53-6	部局長等の 長	管理		国有		基本的アイデアは科研費の研究中で作られたものである。また、クリヤーにすべき課題もそこから判明した事柄である。	
53-7	副学長	管理	同様			たとえ、科学研究費による発明でも、その発明が産業界に公開、移転されるなら、その大学か、その大学のTLO(承認TLOでもよい)に管理させるべきである。	
54-1	学長	管理		国有		発明のベースとなった研究(ロボット開発)の数年間が科研費で行われていたのだから国有特許にするのが当然。	
55-1	教授	教育・研究					
55-2	部局長等の 長	コーディネーション		国有		可能であれば国と口社の共有が望ましい。	
55-3	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
57-1	研究協力部 部課長	管理			その他		
57-2	部局長等の 長	コーディネーション			その他		
57-3	学長	管理			その他		
57-4	副学長	管理			その他		
57-5	副学長	管理			その他		
57-6	部局長等の 長	管理		国有		国の支援が直接的にも間接的に寄与している。	
57-7	助教授	コーディネーション			その他	口社との共同出願にします。通信技術の分野の特許は宇田教授は口社とその社員との議論の結果生まれたもので両者に権利があります。一応特別の研究費をもらって研究していた内容に関する特許なので帰属の一部は国有になると考えます。	
58-1	教授	技術移転業務	同様			科学研究費補助金による研究成果の帰属の解釈が統一されていない。文部科学省の中ですら対立がある。「試験研究」が廃止された今日においても、科学研究費補助金が応用開発を目的とする国からの特別の経費となりうるとする解釈には疑問が生じた発明がある。科学研究費補助金による発明は個人所有が原則であり、例外として国有となる場合があると解釈されるべき。最近科学研究費補助金であれば国有が原則だとの間違った解釈(指導)がある。事例の場合は、科学研究費補助金だけでアイデアが出たわけではないので、個人所有が適当であると考える。国有とするか個人所有とするかは発明委員会が決めることで、届を出す教授がどう考えようが関係ない。	文部科学省のきまりでは、応用を目的とした科研費から生じた発明は国に帰属する。発明委員会の判断は教員の申出でほぼ決まっているのが実態だろう
58-2	部局長等の 長	管理			その他	部分的にでも国有特許を申請する必要あり。	
59-1	助教授	コーディネーション		国有			
59-2	部局長等の 長	管理		国有			

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
59-3	副学長	管理			その他	口社との協議必要。	
59-4	助教授	コーディネーション		国有		科研費での研究がヒント。	
59-5	研究協力部 部課長	研究協力事務		国有			
59-6	教授	教育・研究	同様				
59-7	教授	教育・研究			その他	特許の内容によって科研費の占めるウェイトから判断すべきであるとする。	
59-8	教授	教育・研究	同様				
59-9	部局長等の 長	管理		国有			
59-10	部局長等の 長	管理		国有		科学研究費であれ、校費であれ、国費であるから、国有特許にすべきと考える。	
60-1	助教授	教育・研究	同様				
60-2	教授	教育・研究	同様			国有特許とすることの意義が不明。誰が得をするのか。	
60-3	教授	教育・研究	同様				
61-1	助教授	教育・研究		国有		発明の基礎には科研費への研究がある	
61-2	部局長等の 長	教育・研究			その他	発明委員会にかけて判断を仰ぐ。	
61-3	部局長等の 長	管理		国有		特許権は国に帰属する。	
61-4	助手	教育・研究	同様			教員個人が発表後という特別な「場」にあったことに由来する発明と思われるので個人有と考える。	
61-5	学長	管理		国有			
61-6	部局長等の 長	教育・研究			その他	難しい問題で選択肢-1か-2かは不明。	
61-7	部局長等の 長	管理		国有			
61-8	研究協力部 部課長	研究協力事務			その他	開発を目的とした特許の研究経費が発明に寄与した部分からみると国有、しかし、研究成果発表時には発明はなく、その後他者との間で生まれたとなるとどうすべきなのか。	
61-9	部局長等の 長	教育・研究			その他	科研費との関連が否定しきれないので、取りあえず手続をするであろう。	
62-1	学長	管理		国有			
62-2	助教授	コーディネーション	同様				
63-1	部局長等の 長	教育・研究		国有		科学研究補助金での一連の研究であるため。	
63-2	助教授	教育・研究	同様				
63-3	部局長等の 長	管理	同様				
63-4	副学長	教育・研究	同様			知恵を借りたのなら(1)になろう。しかし特許料の配分の制限があっても良い。	
64-1	学長	管理		国有		テーマの関連性にもよるが、科研費の延長線上の研究と考えられるので、本人分については国の所属と考えられる。個人有と国有の割合の自由度のなさに問題？	
64-2	教授	教育・研究	同様				
64-3	副学長	管理		国有			
64-4	研究協力部 部課長	研究協力事務	同様				
64-5	教授	教育・研究		国有			
64-6	副学長	管理	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
64-7	部長等の長	管理		国有			
64-8	部長等の長	教育・研究	同様				
65-1	学長	管理					
65-2	部長等の長	教育・研究	同様				
65-3	助教授	コーディネイション		国有			
65-4	教授	教育・研究	同様			現状では国有特許にすることの意味が薄いのではないかと。大学が特許権を所有できるようになれば、研究者の意識も大きく変わり得るのではないかとと思う。	
65-5	教授	教育・研究	同様				
65-6	研究協力部部長	研究協力事務		国有			
66-1	教授	コーディネイション			その他	完全に個人に帰属するのは無理があると思うが、現状での国有特許化は実質的には特許の死蔵になるので、個人帰属の方がましである。国有特許化を強く言うなら、死蔵にならないシステムを構築すべき。最近の特許寿命は短い。	
66-2	助教授	コーディネイション			その他	国と口社との共有特許にする。	
67-1	研究協力部課長	研究協力事務・産学連携担当	同様				
67-2	教授	教育・研究	同様			国有特許にすれば、死蔵化して、産業への貢献ができない。個人の特許とすれば、科学技術振興事業団などが産業応用への支援をしてくれる。私利私欲のために、国のために選択肢(1)にすべき。	国有特許の問題点
67-3	助教授	教育・研究	同様				
67-4	教授	教育・研究		国有		周囲を気にするから。	
68-1	副学長	管理		国有		科研費による研究に関連して創出された特許として、国有特許とするのが好ましい。	
68-2	副学長	管理		国有			
68-3	部長等の長	教育・研究			その他	特許の“視点”に依存し、個人か国有かが決まると思う。	
68-4	教授	教育・研究	同様			テーマの類似性、関連性を重く見すぎると全てが国(or所属組織)への帰属となる恐れがある。そのような現状は競争的でなく、インセンティブもない。成果が挙がらない要因となる。	
69-1	副学長	管理	同様				
69-2	教授	管理	同様			個人有だが、口社の社員との共願とすべき。	
69-3	助教授	コーディネイション		国有			
69-4	部長等の長	教育・研究		国有			
69-5	研究協力部部長	研究協力事務			その他	国有特許になってもきちっと処遇されれば問題ない。	
70	副学長	教育・研究		国有		微妙な問題であるが、一応とした。	
70	部長等の長	教育・研究	同様				
70-3	助教授	コーディネイション		国有			
70-4	部長等の長	教育・研究		国有			
71-1	副学長	管理		国有		研究の主たる部分を科学研究費で行ったのであれば国有特許とする原則に従うべきであろう。	

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他		
71-2	研究協力部部長	研究協力事務		国有			
71-3	助教授	コーディネイション	同様				
71-4	部長等の長	管理		国有		特許のもととなる研究を科研費によって行っていたなら、権利の一部は国有とすべきである。	
71-5	部長等の長	教育・研究		国有			
71-6	教授	教育・研究	同様			特許周辺の制度の整備だけのこと。	
71-7	教授	教育・研究			その他	分らない。	
72-1	研究協力部部長	研究協力事務		国有			
72-2	部長等の長	管理		国有			
72-3	学長	教育・研究		国有		納税者である国民から受けた「科研費」の成果によるものを特定の企業の利益に供してはならない。	
72-4	助教授	教育・研究	同様				
73-1	教授	教育・研究	同様			特許は本来それに至る研究資金の出所に無関係に発明者個人に全て帰属させることをまず第一の原則とすべきである。特に科学研究費は科学研究のための経費で特許出願を目的とする経費ではない。これがそもそも特許権の歴史的考えである。	制度上は国有という選択肢がある
73-2	助教授	コーディネイション	同様				
73-3	部長等の長	教育・研究		国有			
73-4	教授	コーディネイション	同様			科研費を使っていないといえるかどうか判断が難しいが、使っていなければ宇田教授の選択で問題ない。	
74-1	部長等の長	管理		国有		この例で、通常の科研費での研究とそうでない研究を切り分けられるとするのは、無理があり、説得力ある説明はできない。	
74-2	助教授	教育・研究	同様			「特許を受ける権利は個人に帰属するという内容の発明届出」が学内で承認されたのであれば、同様の選択をするかもしれません。	
74-3	助手	教育・研究	同様			科研費による研究かどうかをチェックするシステムが皆無なので、どのようにでも利用されるだろう。	科研費による研究かどうかを
74-4	教授	教育・研究			その他	国と企業と発明者が按分できる仕組みが必要。	
74-5	助手	教育・研究		国有		口社とのアイデアの検討は、学会という場で行われたのであって、口社内で行ったのではない。長年の科研費により、通信技術以外が生まれたのであり、通信技術が利用できるのは科研費の投資効果が大きい。	
74-6	教授	教育・研究		国有			
74-7	部長等の長	管理	同様				
74-8	教授	教育・研究	同様			It should definitely not become a national patent. (このケースの発明は)紛れもなく国有特許になるべきものではない.)	
75-1	部長等の長	教育・研究	同様			科研費で行った研究成果は、そのままでは特許にならないと判断し、特許をとらずに発表したと推定される。特許のアイデアは発表してしまったものの上に、口社の社員と共同で作出したものであるから科研費は考慮する必要はない。	
76-1	学長	管理	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3: 応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他	左記の選択をしたことを中心としたコメント	
78-1	副学長	管理		国有			
78-2	部長等の長	管理		国有		科学研究と関連のテーマであり、国有特許として届けるべきであろう。	
78-3	助教授	コーディネーション	同様				
78-4	研究協力部課長	研究協力事務		国有			
79-1	助手	教育・研究	同様				
79-2	助手	教育・研究		国有			
79-3	副学長	管理		国有			
79-4	副学長	教育・研究		国有		口社のアイデアは私的な学会発表のようなものであろう。	
79-5	研究協力部課・産学連携担当	研究協力事務	同様				
79-6	部長等の長	管理	同様				
79-7	部長等の長	教育・研究	同様				
79-8	教授	コーディネーション		国有		自己の研究の延長上にあり、特定の研究費との関連は否定しがたい。	
79-9	部長等の長	管理	同様			特許等？？権利上の法則上の問題の欠陥によるものである。	
79-10	教授	教育・研究		国有		この発明の多くの部分は日ごろの研究から得ていると思われる。口社の社員も「発明」に関する知識がないことが問題の原因となっている。	
79-11	助教授	教育・研究		その他		わからない。非常に判断の難しい問題です。	
79-12	教授	教育・研究		国有		科研費の種類にもよるが、大型のプロジェクト研究であれば国有特許とするのが妥当。	
79-13	助教授	教育・研究		その他		研究費用が不明、特にロボットの完成までにどの経費が使われたか分らない。ケースバイケースか。	
79-14	助手	教育・研究	同様				
79-15	助教授	教育・研究		国有			
79-16	助教授	教育・研究		その他		基本的考え方は2だが、相手とのアイデアの出し方がどの程度のものか、相手のあることなので状況による。	
81-1	部長等の長	教育・研究		国有			
81-2	教授	コーディネーション		国有			
81-3	部長等の長	教育・研究		その他		制度の問題であり、十分な知識がないので答えられない。個人的な感想を言えば、100%の帰属ではなく、個人・国へ取得に至った経緯により適当な割合で権利を保持させたい。	
81-4	研究協力部課長	研究協力事務		国有			
81-5	部長等の長	管理		国有			
81-6	教授	コーディネーション	同様			現在の体制では基本的に解決できない。独法化後(国)大学、企業、個人の権利、利益、費用の配分を契約で決める。	
81-7	教授	教育・研究		その他		国に届け出るが個人の権利も認めるよう交渉する。	
81-8	教授	コーディネーション	同様				

整理番号	回答者		宇田教授の選択との関係			事例3: 応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	自分も同様	国有にする	その他	左記の選択をしたことを中心としたコメント	
83-1	副学長	コーディネーション			その他	どこで発想が結実したかに関係なく、本ケースは一連の研究の範囲内と思われる。	
85-1	副学長	管理	同様				
85-2	研究協力部課長	研究協力事務		国有			
85-3	教授	教育・研究		国有			

TL0 関係者（事例 3）

整理番号	回答者 職責	宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
		自分も同様	国有にする	その他		
					左記の選択をしたことを中心としたコメント	
1	研究協力部/課・産学連携担当			その他	事例のような届出の実態は多いように思われる。実際上は、発明者がどの研究費を用いて行った発明か明記にしたものが根拠になっている。主な研究費との関係があいまいである。	
2	TLO 役員	同様			帰属についての現行制度に無理があるのではないかと。研究者本人の頭の中を校費と特別の研究費に区分できるものであろうか。	思考をする脳に境界はないとの指摘
3	TLO 役員			その他	このように特別の研究経費とのつながりがある場合には、自分勝手に個人有と判断せずに科学研究費補助金での研究成果との関係についての説明も付して発明届出をしたほうがベターと思う。	公開の必要性を示唆
4	TLO 役員	同様			成果活用の観点で、国有化した場合、実質上実用化の道を閉ざすことの改善が必要	国有特許の問題点を指摘
5	教授	同様			基本的に人の頭の中をわけるわけにはいかない。特許はまず個人に所属するものである。	TLO 担当理事
6	TLO 役員			その他	帰属の前に発明の特定をすべき。場合によっては発明を切り分けることもありうるかも。	
7	TLO 職員	同様			科研費における研究では予定をしていない相手との発明であり、個人帰属としてよいのでは。	
8	TLO 職員	同様			基本的には個人。しかし内容によっては微妙。届出をして判断を受けるのでよい。	
9	TLO 職員	同様				
10	TLO 役員	同様				
11	TLO 役員	同様				
12	TLO 職員			その他	実用化する上で有利な選択を考えるべき。	
13	TLO 職員	同様				
14	TLO 職員	同様			発明をなるべく活かすには、国有にするよりも教官個人に帰属の方が望ましい。	
15	TLO 職員	同様			現状の制度では個人帰属と判断するのが妥当と考えます。しかし、将来、大学が独立法人化された場合、職務発明は全て大学帰属にすべきと思います。	
16	TLO 職員			その他	科学研究費補助金の対象になっている研究内容を詳細に検討しないとなんともいえない。現行のやり方では常に明確な線はひきにくいので、独立行政法人化後は機関所有(大学)として、大学にも収入が入るようにする。現在ではTLO 経由で出現する(大学	現行では常に線引きは難しいとのして系

整理番号	回答者 職責	宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
		自分も同様	国有にする	その他		
					左記の選択をしたことを中心としたコメント	
					へも収入は還元される)	
17	TLO 役員	同様			特許出願人に宇田教授が含まれていることが前提。	
18	TLO 役員			その他	「口社」との共願とす。	
19	その他			その他	本来国有特許にすべきと思うが国有特許にした場合、特許が死んでしまう。宇田教授の選択も分からないではない。	国有特許の問題点を指摘
20	TLO 職員	同様				

産業界（事例3）

整理番号	回答者 職責	宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
		自分も同様	国有にする	その他		
1	金融(協会)専務理事		国有		口社の社員との検討により生れたとは言え、その基礎知識は科研費で培われたものであるため、国に帰属。	
2	製造(電機)研究開発本部長		国有			
3	製造(窯業)研究開発本部長		国有			
4	製造(電機)常務取締役			その他	教授は国が特別に措置した研究経費である科研費を使用しており、文部科学省の通達に基づき国有である。但し、口社員も職務で参加したのであろうから、会社に譲渡し、国/口社の共同出願とするのが妥当。	
5	製造(医薬)研究情報部長			その他	全ての権利を個人に帰するのにはやや問題を感じる。本発明のベースには公費による研究があったので、これも考慮すべきであろうと思う。	
6	製造(精機)開発部長		国有		校費を使って生み出した特許は、その大学に帰属することが望ましいのではないか。	
7	製造(輸送)技術研究所総務グループ長		国有		研究そのものは科研費で賄われており、発明が生まれた過程はいろいろあるだろうが、本質は研究を実施していたことと考えられる。	
8	サービス(設計)統括部長	同様				
9	サービス(デザイン)技術統括室長		国有			
10	製造(繊維)企画部長			その他	当然(100%ではないにしろ)国有にすべき。権利を教員個人に帰属させるのではなく、発明補償の形にするのが適切ではないか。	
11	製造(電機)企画推進室主事	同様			現行の制度の中では、許されると判断します。しかし、本来ベースになる部分は補助金による研究成果であったり、研究に使われる設備も公費のものであり、個人有とする現行制度に疑問を持ちます。	
12	製造(電機)研究所		国有		少なくとも大学での本務に関するものがある限り、少なくとも共願・共有特許とすべき。	
13	製造(機械)相談役	同様		その他	事例の説明では不明であるが、特許は口社との共同出願とすべき。口社側から見れば、社員が無条件で価値あるアイデアを他者に提供するものは問題。後日、秘密保持覚書を交した上で	大学の回答にはなかった視点

整理番号	回答者 職責	宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
		自分も同様	国有にする	その他		
					話をすべき。	
14	基盤(電力)役員			その他	大学組織と口社とが特許権を共有できるような制度にすべき。	
15	製造(繊維)技術部長		国有		直接は関係なくても研究テーマに関連することであり、個人帰属とするには問題。	
16	基盤(通信)技術部長			その他	今回の発明部分がこれまでの研究内容とどれくらい関係するかで判断が分かれると思う。	
17	基盤(鉄道)		国有			
18	製造(鉄鋼)副支店長	同様			当然口社との共願になるべき性格であり、口社は研究費を出しておらず、口社-国の共願は無い。	
19	製造(樹脂)企画担当部長		国有			
20	製造(機械)常務取締役		国有			
21	製造(繊維)研究企画部主席部員		国有			
22	製造(医薬)室長		国有		基本はやはり科学研究資金を使用した研究の成果であり、民間の社員と考えついた発明は、その研究成果の改良又は応用であることからみると、やはり国有とすべき。	
23	金融(証券)部長		国有		補助金を受けていないのは口社の社員、宇田教授は補助を受けて研究している。	
24	基盤(鉄道)技術部マネージャー		国有		科研費により得られた成果と、口社の社員とで得られた成果を分けて特許出願するならば、既技術を用いて進歩させたものとして、後者は個人で可であろう。しかしそうでないならば、科研費による技術を基礎技術として得られたものであるため、国有とすべきではないか。	
25	製造(電機)企画部長		国有		口社との関係は、ロボット研究の一環又は派生と考えるのが妥当ではないか。	
26	製造(鉄鋼)開発企画部次長			その他	口社の権利(共願)。	
27	製造(化学)技術部企画室主席			その他	特許をうける権利は個人に属することでよいと思うが、科学研究費補助金を受けていない口社社員との共同発明だからではなく、国有財産	

整理番号	回答者 職責	宇田教授の選択との関係			事例3:応用目的の科研費研究の周辺発明を個人有と判断した	備考 (プロジェクトによるメモ)
		自分も同様	国有にする	その他		
					左記の選択をしたことを中心としたコメント	
					化することが、その成果の実用化の障害になることから判断。	
28	製造(機械) 取締役技師長		国有		研究補助金をもらって研究している分野も研究者も同じなので、個人に帰属するとは思わない。	
29	製造(精機) 研究部次長		国有			
30	製造(医薬) 取締役研究開発本部長			その他	特許に至るアイデアやコンセプトがどの過程で生れたのが重要である。科学補助金の研究の過程で生れたものなら帰属は国に帰すべきである。当該研究以外で生じたものであるなら個人に帰属するが、これを立証することが必要。	科研費の成 果が国有特 許という考 えは根強く 定着してい る
31	基盤(建設) 専務取締役	同様			100%個人化することには問題が多い。この様なケースこそまず特許を大学で受けて個人と大学(国)の分配比率ルールを作って決めればよい。	
32	基盤(土木)事業 企画室課長		国有		補助金研究の延長のため。	
33	製造(医薬) 研究計画推進部 担当部長			その他	科研費による研究部分の発明は原則国有であり、本件は国と口社の共同出願となるのが普通である。ただし、応用が考えやすい発明においては、研究者自身、早期実用化を期待するのは当然であり大学等がそれに的確に対応できる体制を考える必要がある。	科研費の成 果が国有特 許という考 えは根強く 定着してい る
34	製造(電機) 専務取締役			その他	現行のルールを見直すべきである。発明者の権利を保護するとともに、広く国益に貢献できるルールに変えるべきである。	
35	基盤(ガス) 企画部課長		国有		線引きは難しい面もあるが、研究員による研究の一部と認識すべきであろう。	